

給与応援 Lite 健康保険・特定保険・介護保険料率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしく願いいたします。
なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。

敬具

1. 健康保険・特定保険・介護保険料率の改定について

平成 29 年 3 月分（4 月納付）以降の協会けんぽの健康保険料率、特定保険料率、介護保険料率が以下のとおり変更になります。

(健康保険料率)

都道府県	改定前	改定後	
	全体	全体	従業員負担分
北海道	10.15%	10.22%	1000 分の 51.100
青森県	9.97%	9.96%	1000 分の 49.800
岩手県	9.93%	9.82%	1000 分の 49.100
宮城県	9.96%	9.97%	1000 分の 49.850
秋田県	10.11%	10.16%	1000 分の 50.800
山形県	10.00%	9.99%	1000 分の 49.950
福島県	9.90%	9.85%	1000 分の 49.250
茨城県	9.92%	9.89%	1000 分の 49.450
栃木県	9.94%	9.94%	1000 分の 49.700
群馬県	9.94%	9.93%	1000 分の 49.650
埼玉県	9.91%	9.87%	1000 分の 49.350
千葉県	9.93%	9.89%	1000 分の 49.450
東京都	9.96%	9.91%	1000 分の 49.550
神奈川県	9.97%	9.93%	1000 分の 49.650
新潟県	9.79%	9.69%	1000 分の 48.450
富山県	9.83%	9.80%	1000 分の 49.000
石川県	9.99%	10.02%	1000 分の 50.100
福井県	9.93%	9.99%	1000 分の 49.950
山梨県	10.00%	10.04%	1000 分の 50.200
長野県	9.88%	9.76%	1000 分の 48.800
岐阜県	9.93%	9.95%	1000 分の 49.750
静岡県	9.89%	9.81%	1000 分の 49.050
愛知県	9.97%	9.92%	1000 分の 49.600
三重県	9.93%	9.92%	1000 分の 49.600
滋賀県	9.99%	9.92%	1000 分の 49.600
京都府	10.00%	9.99%	1000 分の 49.950
大阪府	10.07%	10.13%	1000 分の 50.650

都道府県	改定前	改定後	
	全体	全体	従業員負担分
兵庫県	10.07%	10.06%	1000分の50.300
奈良県	9.97%	10.00%	1000分の50.000
和歌山県	10.00%	10.06%	1000分の50.300
鳥取県	9.96%	9.99%	1000分の49.950
島根県	10.09%	10.10%	1000分の50.500
岡山県	10.10%	10.15%	1000分の50.750
広島県	10.04%	10.04%	1000分の50.200
山口県	10.13%	10.11%	1000分の50.550
徳島県	10.18%	10.18%	1000分の50.900
香川県	10.15%	10.24%	1000分の51.200
愛媛県	10.03%	10.11%	1000分の50.550
高知県	10.10%	10.18%	1000分の50.900
福岡県	10.10%	10.19%	1000分の50.950
佐賀県	10.33%	10.47%	1000分の52.350
長崎県	10.12%	10.22%	1000分の51.100
熊本県	10.10%	10.14%	1000分の50.700
大分県	10.04%	10.17%	1000分の50.850
宮崎県	9.95%	9.97%	1000分の49.850
鹿児島県	10.06%	10.13%	1000分の50.650
沖縄県	9.87%	9.95%	1000分の49.750

(特定保険料率)

改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
3.67%	3.73%	1000分の18.650

※都道府県単位保険料率のうち、後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率は全国一律の保険料率です。都道府県単位保険料率から特定保険料率を控除したものが、加入者の給付費等に充てられる基本保険料率となります。

(介護保険料率)

改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
1.58%	1.65%	1000分の8.250

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、都道府県単位保険料率に全国一律の介護保険の保険料率が加わります。

改定に伴い、弊社の給与システムをご使用中のお客様は、**3月分保険料を徴収する前に従業員負担分の料率変更**が必要になります。

つきましては、設定方法を以下のとおりご案内させていただきますので、手順にしたがいご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

2. 料率変更の作業を実施する時期について

まず、お客様データの保険料率を変更する時期を確認します。

- ①給与応援 Lite を起動して、平成 29 年度の会社を選択します。
- ②設定メニューの「計算条件」を選択します。
- ③「会社／計算条件の設定」画面が開きます。「社会保険の徴収」の設定内容を確認します。

	厚生年金基金保険料率	0.000
	雇用保険料率	4.000
	社会保険の徴収	前月分(通常)
通勤手当	支給方法	なし
	支給日	毎月

(1)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「前月分(通常)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・平成29年4月以降支払日となる給与

【賞与】・・・平成29年3月以降支払日となる賞与

このように、給与と賞与とでは「新保険料率」で保険料を徴収し始める時期が異なるため、作業を実施する時期に注意が必要です。

次のいずれかのケースにお客様の会社が該当するケースをチェックし、作業を実施する時期をご確認ください。

【ケース 1】3月は給与の支給のみで、賞与の支給はない場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が4月の給与(または賞与)を選択し、4月の処理をする前に給与および賞与の健康保険料率、給与および賞与の(内)特定保険料率、介護保険料率を新しい料率に変更します。

【ケース 2】3月に賞与の支払いがあり、3月給与の後に支給する場合

- ①支払日が3月の給与は旧料率のまま給与処理を行います。
- ②支払日が3月の賞与を選択し、3月の賞与処理をする前に賞与の健康保険料率、賞与の(内)特定保険料率、介護保険料率を新しい料率に変更し、賞与処理を行います。
- ③翌月、支払日が4月の給与を選択し、4月の給与計算をする前に給与の健康保険料率、給与の(内)特定保険料率を新しい料率に変更し、4月以降の給与処理を行います。

注)②で保険料率を変更後、3月給与の入力画面を開くと、介護保険料が新料率で再計算されてしまいます。計算条件の「過去データの修正」が「なし」の場合も、3月給与の入力画面は開かないようご注意ください。

ただし、①の給与処理後、処理済みのすべての給与明細を<確定>しておけば、再計算されることはありません。

【ケース 3】3月に賞与の支払いがあり、3月給与の前に支給する場合

- ①支払日が3月の賞与を選択し、3月の賞与処理をする前に賞与の健康保険料率、賞与の(内)特定保険料率、介護保険料率を新しい料率に変更し、賞与処理を行います。
- ②支払日が3月の給与を選択し、3月の給与計算をする前に介護保険料率を旧料率に変更し、給与処理を行います。
- ③翌月、支払日が4月の給与を選択し、4月の給与計算をする前に給与の健康保険料率、給与の(内)特定保険料率、介護保険料率を新しい料率に変更し、4月以降の給与処理を行います。

注)②で保険料率を旧料率へ変更後、3月賞与の入力画面を開くと、介護保険料が旧料率で再計算されてしまいます。計算条件の「過去データの修正」が「なし」の場合も、3月賞与の入力画面は開かないようご注意ください。

ただし、①の賞与処理後、処理済みのすべての賞与明細を<確定>しておけば、再計算されることはありません。

(2)「計算条件」の設定で社会保険の徴収が「当月分(特別)」に設定されている場合

改定後の保険料率が適用されるのは、以下の給与・賞与からです。

【給与】・・・平成29年3月以降支払日となる給与

【賞与】・・・平成29年3月以降支払日となる賞与

新しい保険料は、平成 29 年 3 月から徴収開始となりますので、3 月の給与(賞与)処理を行う前に保険料率を変更します。

- ①支払日が 2 月までの給与(賞与)は旧料率の保険料率のまま給与処理を行います。
- ②翌月、支払日が **3 月の給与(または賞与)を選択し、3 月の処理をする前に**給与および賞与の健康保険料率、給与および賞与の(内)特定保険料率、介護保険料率を新しい料率に変更します。

3. 料率変更前の確認作業

次に、従業員情報の健康保険の設定内容を確認します。

- ①給与応援 Lite を起動して、会社を選択し<OK>をクリックします。
- ②「従業員／一覧入力」を選択します。表示欄で「給与」を選択します。
- ③健康保険区分を確認します。
料率変更の対象・対象外の従業員が正しく設定されていることを確認してください。



健康保険区分	内容
あり	料率と報酬月額によって自動計算する場合に選択します。
なし	保険料を徴収しない場合に選択します。
定額 (固定)	料率の設定によらず、固定の保険料を設定する場合に選択します。

- ④表示欄を「社保」に切り替えます。
「健康保険区分：あり」の従業員の健康保険の等級・標準報酬月額・保険料、(内)特定保険料、介護保険料の計算(水色)項目・上書(緑色)項目の設定を確認します。
上書されている項目のうち、料率変更により自動計算されてもよいものについては、項目を選択して上書を解除 ([上書(F11)]のチェックを外す) してください。

コード	部門名	コード	氏名	(内)特定保険料	厚生年金基礎年金番号	厚生年金報酬月額	厚生年金標準報酬	厚生年金等級	厚生年金保険料	年金基金加入員番号	年金基金保険料	介護保険料	前
1	000000	管理部門	01SE01 木村 敏明	10,826	0014000001	600,000	590,000	30	53,637				
2	000000	管理部門	EP0040 青田 慶子	4,404	3022002054	245,000	240,000	16	21,818				
3	000000	管理部門	EP0051 甲田 喜美子	4,771	0012004523	260,000	260,000	17	23,637			0	0
4	000000	管理部門	SE3301 山本 丈二	7,523	3214122563	420,000	410,000	24	37,273			3,239	0
5	100000	営業1課	EP0030 上原 進一	6,606	0555055210	350,000	360,000	22	32,728			2,844	0
6	110000	営業1係	EP5001 大崎 信夫	6,239	0222007543	330,000	340,000	21	30,909			2,686	0
7	111000	営業1係	EP4012 富山 俊	4,771	0666035211	250,000	260,000	17	23,637			0	0
8	111000	営業1係	EP5002 富田 徳子	5,505	0888125647	300,000	300,000	19	27,273			0	0
9	111000	営業1係	EP5003 田中 寿子	4,771	0456012548	250,000	260,000	17	23,637			0	0
10	111000	営業1係	EP5004 勝山 孝次	5,138	0123001236	280,000	280,000	18	25,455			0	0
11	111000	営業1係	EP6001 日結 太郎	3,670		200,000	200,000	14	18,182			0	0
12	111000	営業1係	EP7001 時結 次郎	0		0	0	0	0			0	0

- ⑤従業員／一覧入力画面を<OK>で閉じます。

4. 保険料率の変更方法

以下の操作により健康保険料率、特定保険料率、介護保険料率を変更してください。

- ①給与応援 Lite を起動して、平成 29 年度の会社を選択します。
- ②新しい保険料で徴収を開始する月を選択して<OK>をクリックします。

「計算条件」の設定で
社会保険の徴収が

「前月分(通常)」の場合
給与の支払日 4月xx日
または、
賞与の支払日 3月xx日
を選択

「当月分(特別)」の場合
支払日 3月xx日を選択

- ③設定メニューから<計算条件>を選択します。
- ④計算条件の設定画面が表示されます。前述の料率変更を実施する時期に応じて、健康保険料率、(内)特定保険料率、介護保険料率を変更します。
以下の事例は「東京都」の場合です。健康保険料率については都道府県ごとの料率に読み替えてください。

保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康 保 険	給与	保険料率	49.550	
			(内)特定保険料率	18.650	
		賞与	保険料率	49.550	
			(内)特定保険料率	18.650	
		介護保険料率			8.250
		厚 年	給与	保険料率	90.910
賞与	保険料率		90.910		
厚生年金基金保険料率			0.000		
雇用保険料率			4.000		

給与の保険料率を変更
すると賞与の保険料率に
同じ値が自動設定されま
す。

※保険料率について：

このたびのご案内は、協会けんぽの保険料率の場合となります。健康保険組合の場合は、組合で定められた率を入力してください。

※特定保険料率について：

特定保険料率の変更は、給与・賞与明細の印刷画面で「特定保険料の印字」を「する」と設定されているお客様のみご対応いただく内容です。「特定保険料の印字」を「しない」と設定されている場合、または特定保険料率の設定が 0.000 の場合は、特定保険料率の変更作業を行う必要はありません。

- ⑤<OK>をクリックします。確認画面が表示されますので<はい>をクリックします。
従業員情報の保険料が新しい料率で計算され、変更後に行う給与(賞与)計算からは新しい保険料が表示されるようになります。

5. 料率変更後の注意点

料率変更後に、給与や賞与の処理が済んでいる過去の月の支給明細を開くときには、あらかじめ計算条件の設定で「過去データの修正」を「なし」に設定しておいてください。過去月は「給与明細/個別照会」ボタンになり、明細を開いても自動計算されなくなります。(過去の支給明細を修正する必要がある場合は、賃金台帳で修正を行ってください。)

また、当月の支給明細処理が済んだ後に、処理月を翌月を選択しないまま、料率変更を行った場合は、当月の支給明細に新料率を反映させないよう「給与明細／個別入力」で支給明細を開く前に「確定」処理を行ってから、明細を開くようにしてください。新料率変更後に、当月の支給明細の処理を行う（新料率を反映する）場合は「確定」処理を行う必要はありません。なお「給与明細／個別照会」では「確定」処理はできません。



計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態では過去にさかのぼって「確定」されていない給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。ご注意ください。

6. 雇用保険料率・労災保険料率について

平成 29 年度の雇用保険料率・労災保険料率については別途ご案内いたします。

以上、よろしくお願いいたします。